

令和2年度荒川区包括年次財務報告書
【Comprehensive Annual Financial Report】

令和3年9月



目 次

区民の皆様へ.....	1
第1部 概要.....	2
1 公会計改革の趣旨.....	2
2 荒川区の現況（プロフィール）.....	6
第2部 財務報告.....	8
1 一般会計財務諸表の要旨.....	8
2 一般会計財務諸表の分析.....	22
3 各都市像別の分析と取組.....	28
4 普通会計決算の概要.....	43

参考資料

1 荒川区の財務諸表.....	54
I 各会計合算財務諸表.....	55
II 一般会計財務諸表.....	75
III 国民健康保険事業特別会計財務諸表.....	83
IV 後期高齢者医療特別会計財務諸表.....	91
V 介護保険事業特別会計財務諸表.....	99
2 荒川区の基礎データ.....	107

※ 本資料に掲載された財務書類について、単位未満を四捨五入して表示している都合上、各金額や比率の合計が合計欄の金額や比率と一致しない場合があります。

区民の皆様へ

本格的な地方分権の時代を迎え、地方自治体が主体性と自立性を高め、自己決定・自己責任の原則のもとに経営されるためには、経営力を強化するとともに、財政の全領域に対する説明責任と受託責任を果たすことが求められています。

また、荒川区基本構想に掲げる目指すべき将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現のためには、限られた財源を重点的かつ効果的に投入するとともに、真の費用対効果を見極め、徹底した事業の見直しによる行財政運営のさらなる効率化・適正化が不可欠です。

こうした状況のなか、区では、コスト意識の醸成に合わせ、低コストで高品質の区民サービスの提供を目指すべく、いちはやく公会計改革に取り組んでまいりました。

平成19年3月に「自治体公会計改革宣言」を行い、平成20年9月には、総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成、公表しました。さらに、平成28年度からは、より精緻な分析が可能となる東京都方式による新公会計制度に移行したことにより、財務情報を事務事業の分析や施設運営の改善等に活用してまいりました。

令和2年度は、新型コロナウィルス感染症の拡大局面が続く中において、区民の皆様の命と安全・安心を守ることを最優先に、必要な対策について迅速かつ着実に実行してまいりました。コロナ禍における厳しい財政状況の中であっても、特別定額給付金や子育て世帯に対する臨時特別給付金などの各種給付事業、区内医療機関や介護・福祉施設、中小企業者への支援、感染防止対策の強化を行うなど、様々な新型コロナウィルス感染症対策を実施し、区民の皆様の強い期待に応えられるよう、区として最大限取り組んできたところです。本報告書は、このような区の取組の結果を、財務情報等から明らかにしたものになります。

今後も、地域社会を構成する区民、議会、団体、事業者等すべてのステークホルダーにとって、真に有益な財務情報を提供するため、新公会計制度の充実を図ってまいります。

荒川区長 西川 太一郎



第1部 概要

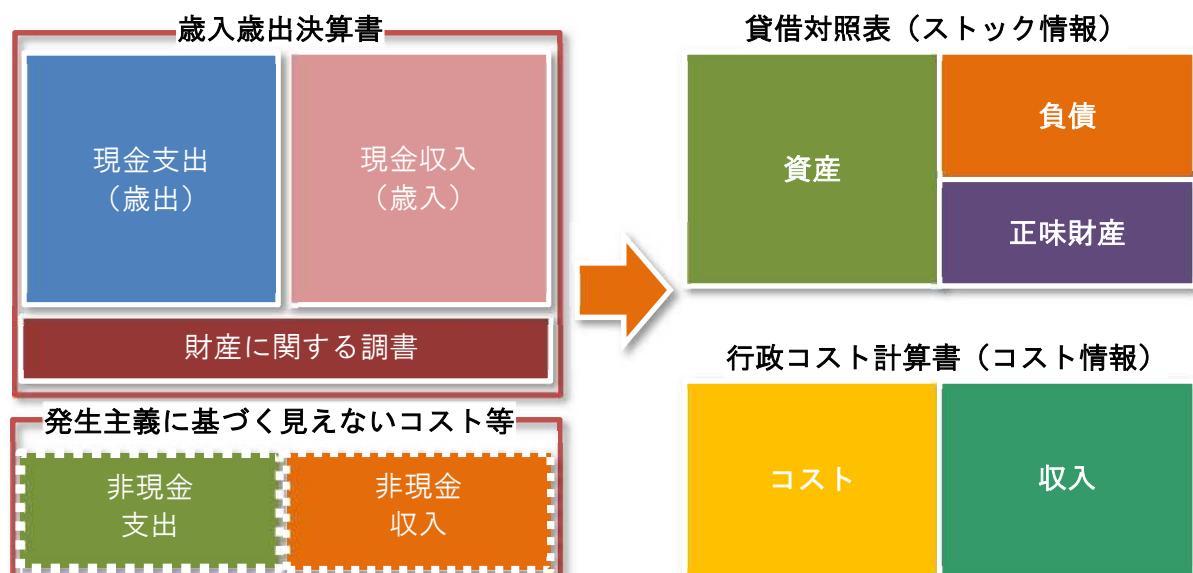
1 公会計改革の趣旨

全ての地方自治体では、歳入歳出決算書を作成・公開しており、この決算方法は、「単式簿記・現金主義」会計で行われています。「単式簿記・現金主義」会計とは、現金の収入・支出という事実に基づいて（現金主義）、ひとつの取引について現金の収支のみをとらえ記帳する方法（単式簿記）のことを言い、「官庁会計」とも言われます。

支出には、公共施設の建設等将来に効果が及ぶような公共投資や借入金の返済、現在の行政サービスを行うための施設の維持管理費用といったように様々な性質がありますが、官庁会計による決算では、これら性質の違う支出が同じように計上されていきます。また、公共施設における減価償却費のような現金の支出を伴わないコストを把握することができず、さらに「荒川区の資産はどれだけあるのか」、「荒川区が将来にわたって負担しなければならない負債はどれだけあるのか」といった情報を一括して把握することができません。これらの情報を整理し、将来求められる債務の負担を明らかにするとともに、資産の内容を適切に把握し公共施設等の再投資に備えることは、地方自治体にとって重要な課題です。

そこで荒川区は、「地方自治体に経営の視点を定着させること」、「地方自治体の情報開示をより一層向上させること」を目的に、平成19年3月に「自治体公会計改革宣言」を行いました。そして、平成19年度決算から決算統計を用いた総務省方式改訂モデルによる財務諸表を作成し、ストック情報やコスト情報を把握する企業会計の手法である「発生主義」による決算方法を、「現金主義」会計に加えて取り入れることといたしました。

＜現金主義と発生主義の関係＞



その後、平成 27 年度まで総務省方式改訂モデルによる財務諸表を作成してまいりましたが、総務省方式改訂モデルは、普通会計として集計された決算統計の数値を基にするため、区全体の財務諸表に留まるほか、検証可能性や資産情報の精度にも課題がありました。

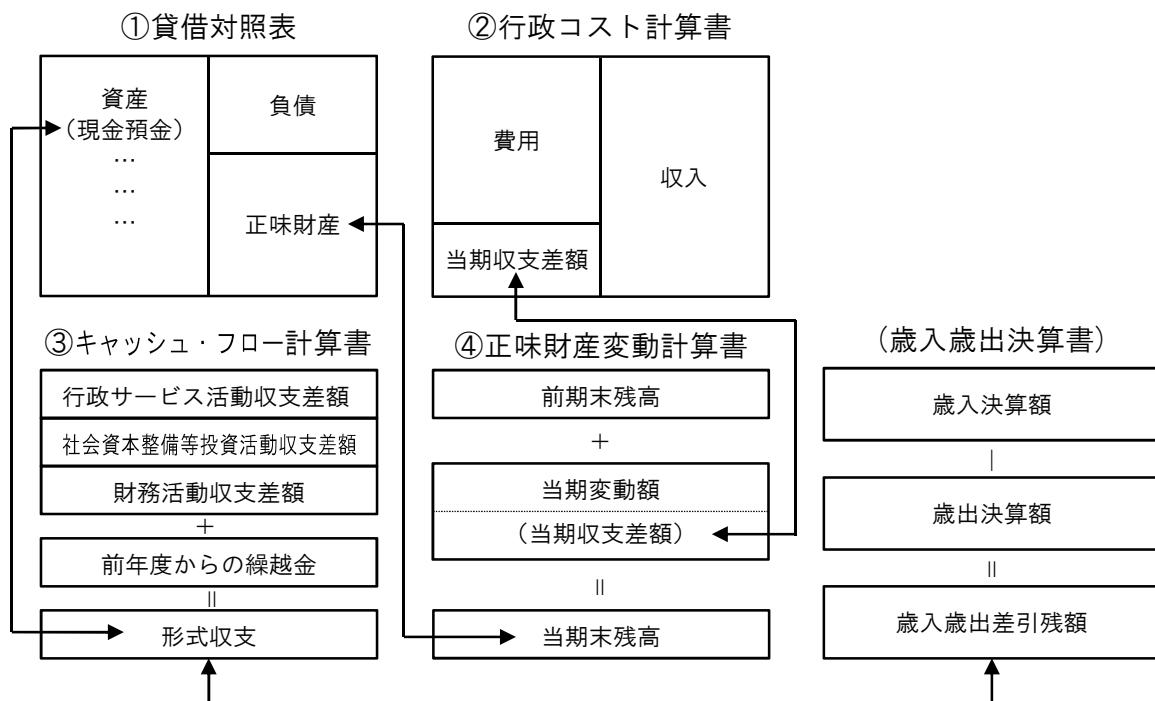
このような課題に対し、この取組をさらに精緻に行うため、固定資産台帳を整備し、平成 28 年度に日々仕訳の複式簿記を用いる東京都方式に基づく新公会計制度を導入いたしました。

これは、官庁会計に「複式簿記・発生主義」会計という企業会計的な手法を取り入れることで、「単式簿記・現金主義」会計のメリットである適切な予算執行、出納管理を行うとともに、従来の官庁会計では把握し難かったストック情報やコスト情報を明らかにし、自治体運営における経営の視点を強化するとともに、住民や議会への説明責任を強化し、行財政運営の更なる充実を図っていくことを目的とした、公会計改革の趣旨を具体化する制度です。

区の財務諸表は、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③キャッシュ・フロー計算書、④正味財産変動計算書の 4 表（以下、「財務書類 4 表」と言います。）と「有形固定資産及び無形固定資産附属明細書」及び「注記」で構成しています。

区では、作成した財務書類 4 表を基に、区全体の決算を表示し分析するほか、日々仕訳により作成が可能となった事業別の財務諸表を用いて、行政評価においても、政策別や施策別、事業別等に活用していき、新しい公会計制度による毎年の決算を重ねることにより、公会計改革の更なる推進に取り組んでいきます。

＜財務書類 4 表と歳入歳出決算書の関連図＞



<財務書類4表への計上例>

例1 100万円の自動車を購入するとき

従来の会計制度（官庁会計）の考え方では…

自動車を購入し、100万円を支出 ⇒ 「100万円の支出」のみを把握

新公会計制度の考え方では…

(1) 自動車が納品されたとき

貸借対照表

「重要物品」が100万円増加…①

(2) 現金を支払ったとき

貸借対照表

現金が100万円減少…②

キャッシュ・フロー計算書

「社会資本整備等投資活動収支差額」の
「投資的経費」が100万円増加…③

貸借対照表

資産	負債
(現金預金) ② -100万円	
…	
(重要物品) ① +100万円 <small>(翌年度以降、償却後の現在価格を計上)</small>	正味財産

行政コスト計算書

費用	↓	収入
<small>(翌年度以降、減価償却費を計上)</small>		
当期収支差額		

キャッシュ・フロー計算書

行政サービス活動収支差額	
社会資本整備等投資活動収支差額 (投資的経費)	
③ +100万円	
財務活動収支差額	
+ 前年度からの繰越金	
II 形式収支(収入-支出) -100万円	←

正味財産変動計算書

前期末残高	
+	
当期変動額	
(当期収支差額)	
II	
当期末残高	

官庁会計では、現金の出入りのみを記帳するため、自動車を購入した年度のみに支出が記録されます。他方、新公会計制度においては取得年度に資産（重要物品）として計上し、翌年度以降自動車の耐用年数にわたって各年度に減価償却費（費用）を配分し、その分を貸借対照表の資産から差し引くため、資産の現在価格が明らかになります。

例2 500 円の使用料を現金で収入するとき

従来の会計制度（官庁会計）の考え方では…

使用料及び手数料 500 円（収入を決定したとき「調定」、収入したとき「収入」）

新公会計制度の考え方では…

(1) 使用料を収入することが
決定したとき

行政コスト計算書

「使用料及び手数料」が 500 円増加…①

(2) 実際に現金で収入があったとき

貸借対照表

資産として現金が
500 円増加…②

キャッシュ・フロー計算書

「行政サービス活動収支差額」の
「使用料及び手数料」が 500 円増加…③

貸借対照表

資産	負債
(現金預金) ② +500 円 …	
	正味財産 +500 円

行政コスト計算書

費用	収入
	(使用料及び手数料) ① +500 円

キャッシュ・フロー計算書

行政サービス活動収支差額 (使用料及び手数料) ③ +500 円	
社会資本整備等投資活動収支差額	
財務活動収支差額	
+ 前年度からの繰越金	
形式収支(収入－支出) +500 円	

正味財産変動計算書

前期末残高	
+	
当期変動額	
(当期収支差額) +500 円	
当期末残高 +500 円	

取引事由発生や取引の度、紹介した2つの例のように記帳していくことで、情報が積み上げられ、財務書類4表が作成されます。

2 荒川区の現況（プロフィール）

（1）地勢と人口

【23 区面積図】



資料：東京都総務局行政部通知「東京都区市町別
の面積について」

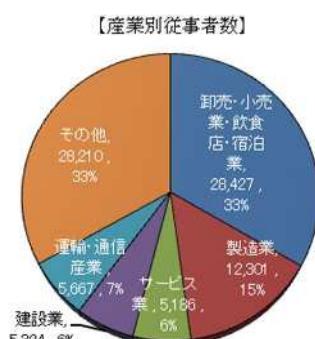
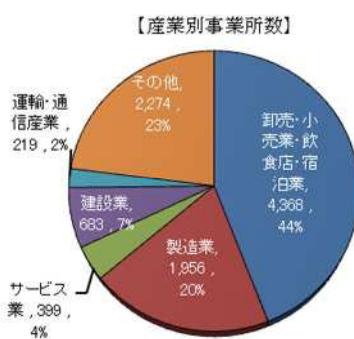
【人口等】

令和3年4月1日現在

人口 (A)		216,335 人
住民基本台帳 世帯数合計		117,437 世帯
人口	男性	107,399 人
	女性	108,936 人
面積 (B)		10.16 km ²
人口密度 (A) / (B)		21,293 人 / km ²

（2）産業構造（平成 26 年 7 月 1 日現在）

資料：平成 26 年経済センサス-基礎調査



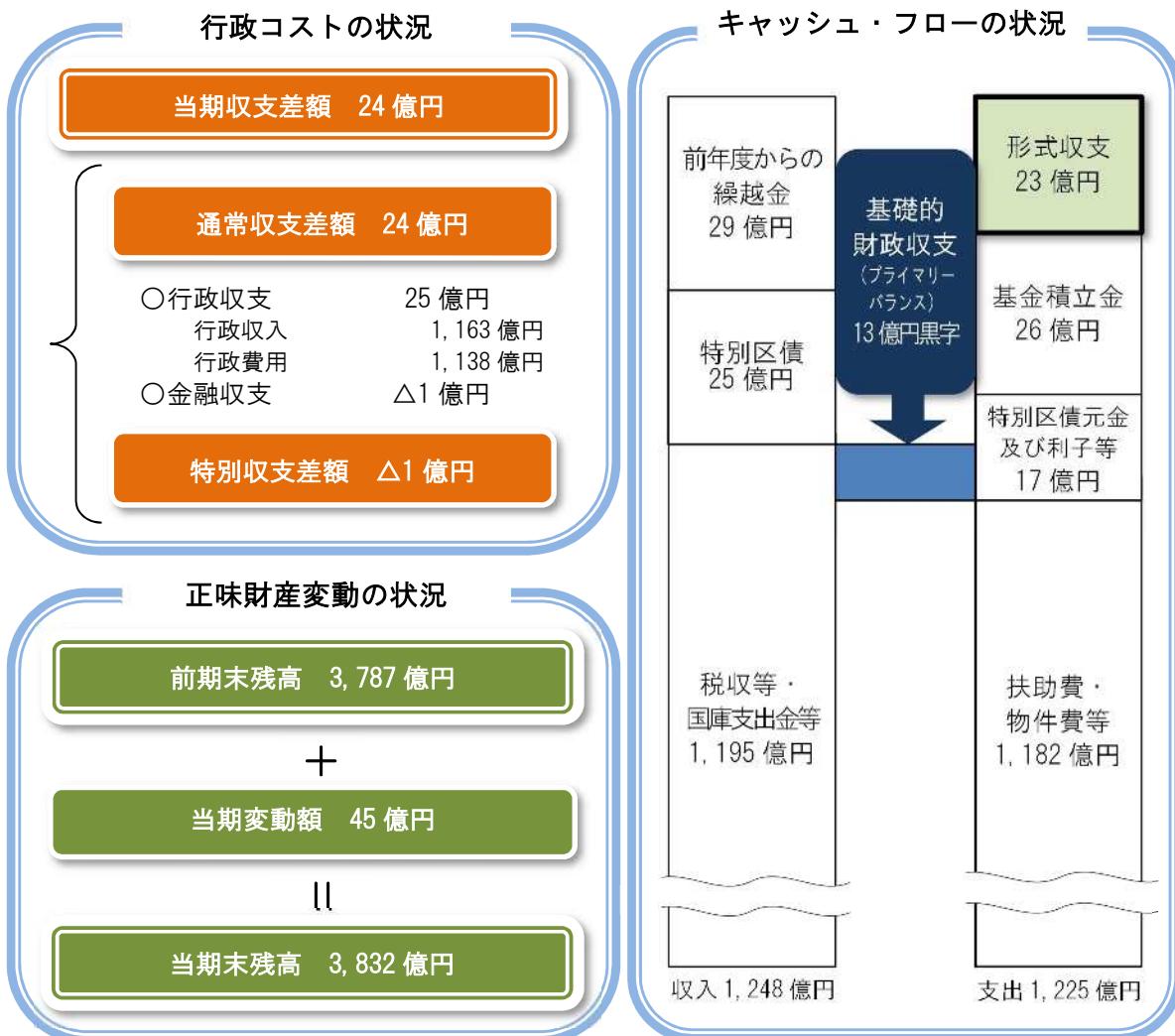
（3）財政状況（令和 2 年度一般会計）

- ① 区の資産・負債等について、貸借対照表で説明すると以下のようない状況となっています。貸借対照表の左側は資産を、右側は負債及び正味財産を表しています。

資産・負債等の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）



② 区の行政コスト、正味財産、キャッシュ・フローの状況は下図のとおりです。



※ 基礎的財政収支(プライマリーバランス)については18、19ページ参照

③ 区民一人あたりに換算した資産、負債、行政コストの金額は、下図のとおりです。

